

社会福祉法人多久市社会福祉協議会 役員及び評議員の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多久市社会福祉協議会の役員及び評議員の費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事という。

(役員及び評議員の費用弁償等の支給)

第3条 会長の報酬は、月額70,000円を支給する。

2 役員及び評議員が理事会または評議員会に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。
ただし、監事が監査のため出席したときは、費用弁償として日額4,000円を支給する。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により旅費等を支給する。

(交通費)

第5条 交通費は、鉄道、バス、航空機、船舶を利用して出張した場合に、それぞれの交通機関が定める旅客運賃を支給する。

2 交通費は県外出張に限り、目的地に到着の日から当該目的地を出発する日までの日数により支給する。

(車賃)

第6条 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ別表1に定める1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

付 則

1 この規程は平成24年8月1日から施行する。

2 社会福祉法人多久市社会福祉協議会役員の報酬並びに費用弁償及び職員等の旅費に関する規程は廃止する。

別表1

区分	金額
日当（1日につき）	県内 1,100円 県外 2,200円
宿泊料（1夜につき）	10,900円
交通費 (滞在1日につき)	東京都特別区内及び指定都市市内（九州内の指定都市を除く） 1,600円 上欄及び県内を除く地 800円
車賃（1kmに付）	37円